

学生各位

保証人宛成績通知表送付に関する不同意申請制度の廃止について

本学では、2011 年度から教育の質向上のための教学的取り組みとして、みなさんの保証人（父母）に成績通知表を年 2 回（4 月および 10 月）送付していますが、成績通知表送付に関する不同意の申請を行った場合には、保証人への成績通知表を送付せず、代わりに当該学生が不同意である旨の通知を送付しています。

しかしながら、成績はみなさんの学修の到達状況を端的に示す指標であり、保証人からは成績通知表の送付が強く要望されており、また本学としても、成績通知表の送付を通じて保証人と大学が適切に連携することで、みなさんの学習・学生生活の躓きを早期に発見するとともに継続した学修支援につなぐことができると考えています。

以上のことを踏まえ、2015 年度以降については、保証人への成績通知表送付に関する不同意の申請制度を廃止し、在学生全員の保証人宛に成績通知表を送付することと致します。

なお、保証人への成績通知表送付については、みなさんが入学手続き時に提出した「個人情報取り扱い同意書」により同意いただいている事項となりますので、併せてご理解ください。

【関連規程等】

- ・ 学校法人立命館個人情報保護規程
- ・ 学校法人立命館個人情報保護基本方針
- ・ 学校法人立命館における保有個人データの利用目的

※関連規程等は立命館大学ホームページに掲載しています。

以上